

船舶の造修等に関する訓令（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 3 号）第 2 1 条の規定に基づき、自衛隊海上輸送群の老齢船舶の調査に関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群の老齢船舶の調査に関する達

（趣旨）

第 1 条 この達は、船舶の造修等に関する訓令（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 3 号）第 2 1 条の規定に基づき実施する自衛隊海上輸送群における老齢船舶（以下「老齢船舶」という。）の調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第 2 条 陸上幕僚長（以下「陸幕長」という。）は、年度における老齢船舶の調査実施対象を、年度業務計画等で示すものとする。

（実施者）

第 3 条 老齢船舶の調査は、自衛隊海上輸送群司令（以下「群司令」という。）が実施するものとする。

（調査事項）

第 4 条 調査は、陸幕長が別に定める定期検査実施基準によるほか、次の各号に掲げる事項については、詳細な調査を行なうものとする。

- (1) 船体強度構成部材の厚さ並びにその接続部の腐食及び衰朽の状態
- (2) 主機、主ボイラーの主要部分の腐食及び衰朽の状態
- (3) 主要な電気機器、電路及び武器の腐食及び衰朽の状態
- (4) 修理による主要性能維持の能否及び主要性能の回復に要する修理の程度

（委員会の設置）

第 5 条 陸幕長は、調査を実施するため委員会を設置するものとする。

（委員会の組織）

第 6 条 委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

2 委員長は、陸幕長又は陸幕長が指定する者をもって充てる。

3 委員は、群司令が当該船舶の乗員のうちから指定する者をもって充てる。

（調査実施要領）

第 7 条 群司令は、調査開始 3 0 日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した老齢船舶調査実施要領を作成し、陸幕長に提出するとともに当該船舶の長

及び防衛装備庁長官に通報するものとする。

実施期日

実施場所

実施要領

委員及び委員の分担

その他必要と認める事項

(調査報告)

第8条 群司令は、調査終了後40日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、陸幕長に提出するとともに、その写を当該船舶の長及び防衛装備庁長官に送付するものとする。

実施期日

実施場所

委員及び委員の分担

実施経過

調査成績表(別記様式第1)

次期特別修理の概算経費(別記様式第2)

就役の可否に関する意見

除籍の時期に関する意見

総合所見

附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。

別記様式第 1（第 8 条関係）

老 齢 船 舶 調 査 成 績 表			
船 体 機 関 部 電 気 武 器	調査期間		船舶名
	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	区 分	調 査 箇 所	調 査 実 施 事 項
	調査の結果		
定期検査実施基準甲法の区分による。 記載例 防水部	定期検査実施基準甲法の調査箇所標準による。 記載例 防水区画	調査実施の方法及び程度を記載する。	
タービン主機	タービン車室		
電源装置	主発電機		

別記様式第 2（第 8 条関係）

概 算 経 費 表							
						船舶名	
	船 体	機 関	電 気	誘導武器	水中武器	通信電子	合 計
材 料 費							
工 数							
工 費							
直 接 費							
合 計							